



B

← ↑
C

鴨川上流域の改変・開発。



B



B



A



C

「京の川づくり」ゾーン別河川環境整備構想の概要

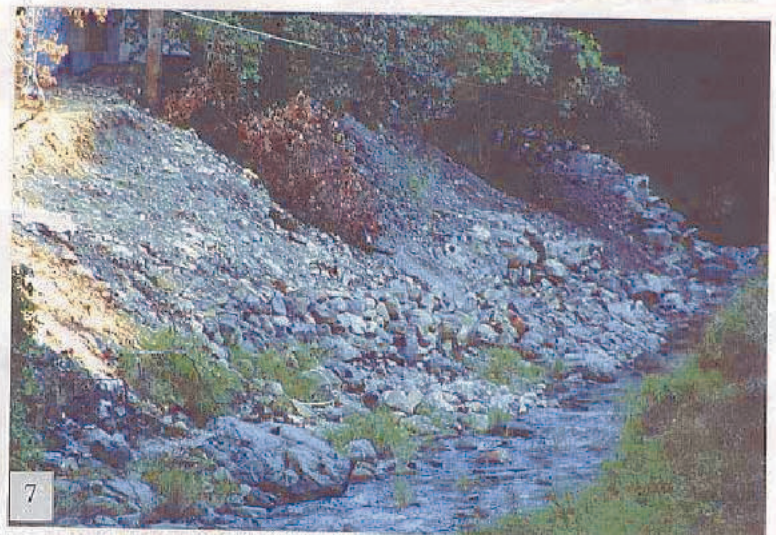
ゾーン	テーマ	キーワード	整備構想の概要
左京・ みやびの川	悠久の部市の歴史と伝統を醸し、文化の重み高い水辺景観と人々をつなぐ新たな都市文化を創造する。	はな 花	<ul style="list-style-type: none"> 京都らしい歴史性を演出する川づくりを進め、「花と花見(人)」、「花と遊興」といった観点から「花」を媒介に現代における府民・市民の新しい交流空間と京都の華やかな水辺空間の形成をめざすものとする。 水辺の散策を高めるため、サクラなど季節感のある花木や緑豊かな高木類を河岸に植栽し、鴨川・「花の回廊」と調和した「花の散策路」を整備する。
右京・ おもかげの川	嵯峨野周辺の風土と落ちつきのある歴史的景観を、水辺の散策を通じて人々に伝え、歴史をひきたてる地域景観を創造する。	みち 径	<ul style="list-style-type: none"> 京都の落ちついた重厚な雰囲気の中を、府民・市民が川沿いを動線として利用できる川づくりを進め、水辺と市街地を結ぶ散策路の整備を図り、川沿いの紅葉が秋の落ちつきを感じさせる水辺景観の形成をめざすものとする。 山地部の散策路には、モミジなどの紅葉樹や四季の草本類を植栽し、伝統的建造物群保存地区など嵯峨野周辺の歴史的環境と調和した水辺となるよう景観整備する。
北山・ きらめきの川	北山の自然を保全し、山里のくらしを守りながら、都会に身近で豊かな水辺の自然を育む。	ひかり 光	<ul style="list-style-type: none"> 陽光にきらめく自然豊かな緑や溪流の流れを活かした川づくりを進め、水辺の貴重な自然環境の保全とその適切な利用をめざすものとする。 良好な水辺の自然環境を将来にわたって保全し、府民・市民が快適で明るく健全な水辺として利用できるよう、親水性を高める河原広場などを整備する。
洛東・ いぎないの川	地味をつなぐ流れを通して、山科の歴史を結び、人々が水辺で楽しめるいこいとやすらぎのオアシスを創出する。	たのしみ 楽	<ul style="list-style-type: none"> 子供から大人までが水辺に集い、川沿いの散策路や水遊びを楽しむことができる川づくりを進め、山科川を中心軸とした水辺の散策路などを整備し、水辺の自然とふれあえる親水空間の形成をめざすものとする。 沿川の住宅環境に調和し、良好な生活環境の形成に寄与するため、散策路のほか、水際の水生植物を保全・育成し、親水性を高める飛石や水辺広場を整備する。
洛南・ はぐくみの川	都市の誕生と水郷の由来を結びながら、水辺の新しい地域づくりに貢献する。	いつくしみ 慈	<ul style="list-style-type: none"> 水に触れ、水辺の生き物を慈しむ心を育む川づくりを進め、水質浄化機能を高めるとともに、せせらぎ感のある水の流れを確保し、川の魅力を感じることができる水辺空間の形成をめざすものとする。 子供たちの身近な自然の体験空間となり、府民・市民の愛着心を育む清流となるよう、自然の素材を活かしたせせらぎ水路や瀬・淵を整備する。
洛西・ いろどりの川	静かな里の風土を守りながら、新しい歴史の彩りを加えた、ふるさとの川・水の文化を拓く。	いろどり 彩	<ul style="list-style-type: none"> 古刹が息づく里の風土とともに、新しい町と周囲の里が形成する景観に調和した川づくりを進め、「自然のいろどり」、「花のいろどり」、「鳥のいろどり」など、様々な自然のいろどりをなす水辺空間の形成をめざすものとする。 野鳥が観察し、四季の変化や季節の彩りが豊かな花木を植栽し、府民・市民が水辺を楽しむ散策路や水生生物の生息など、生態系に配慮した親水護岸などを整備する。



C
D
E



C



7

要 望 書

平成8年7月26日

京都府知事
荒巻 禎一 様

雲ヶ畑自治振興会公害対策委員長 長 夫
高橋 正 夫
波多野 秀 雄
北山と鴨川の自然をはぐくむ会代表 澄
田中 真 澄
京都府議会議員 孝 夫
京都府議会議員 豊
角 啓

雲ヶ畑上流域における残土・建設廃材などの処分について

標記の件については、かねてより当該地域自治会など関係住民からの訴えがあり、行政的対応も講じられてきたところでもあります。しかしながら、問題行為については未だにその停止も確認できず、景観・環境に及ぼす影響について、住民の不安は拭い去られてはいないのではありません。とりわけ、降雨時における残土・廃材などの河川への投棄、野焼きの継続、処分区域の目に見える拡大、管理状況の不備などについて、改めて危惧や不安の声が寄せられているところなのであります。よって京都府におかれましては、以下の項目について特段の対策を進められるよう、強く要望致します。

- 1：京都府違法開発等対策特別機動班など、関係機関の連携の下、違法行為に対する監視を強めると共に、違法行為に至ることのないよう適切な指導・監督を強めること。
- 1：京都市との連携を図り、一層適切な対策を講じること。
- 1：平日の夕刻から、及び土曜・日曜・祝日などを狙ってのように行なわれる問題行為について、迅速・適切な対策を講じること。
- 1：鴨川上流域の貴重な自然を守り、豊かな親水性を保持することができるよう、新たな行政手法の検討など、抜本的な対策を講じること。

平成七年二月二十四日 市会定例会

(鴨川の清流を守る条例) 鈴木マサ子 市会議員 質問

京都市は、田邊市長の発案で健康都市構想が策定されました。これより以前に、健康都市宣言なるものを先駆的に行っている都市があります。杜の都・仙台市であります。「市民すべてが健康で文化的な生活を営むことのできる都市」を基本目標に1962年(昭和37年)に制定されています。その一環として、中心部を流れる「広瀬川の清流を守る条例」が制定されたのは、今から20年前の1974年(昭和49年)であります。我が京都市内(千年の古都・京都)を流れる鴨川より荒々しい自然のたたずまいを、広瀬川は見せています。この清流を守る条例では、環境保全区域と水質保全区域が設定され、土地利用規制や工作物の形態規制も行い、排水規制濃度の設定や建築物の色規制や水質管理基準も設け、また清流保全審議会も設置されるなど、きめ細かい規制と、そして罰則規定もある条例であります。

我が鴨川を見るに、高度成長時代は公害の垂れ流しで、それはひどい有様でした。一方、その時代から公害対策を含め、清流を取り戻す努力がなされ、今では、鮎が泳ぎ、冬の風物詩であるユリカモメが飛び交い、水温む頃には、子供たちが、水と親しめる、まさに京都のシンボルとして市民に喜ばれています。一時期、この鴨川の上流に計画されていたダム問題は、市民に大きな関心呼び、計画は断念されました。その運動の中心的なメンバーであった雲が畑・志明院の住職で田中真澄さんが代表の「北山と鴨川の自然をはぐくむ会」が1993年1月に、梅原猛先生、上田正昭先生ら学者・文化人の方々を賛同者として、鴨川の清流を守る条例を制定して欲しいと、試案を添付して市長に要望されています。鴨川の管轄は、基本的に京都府であり、河川法や砂防法や産業廃棄物の投棄に関する規制もあるのは承知していますが、上賀茂、終野からの上流、雲が畑までの間のそこかしこで建設廃材の捨て場になったり、焼却などが行われているのを見るとき、心が痛むのであります。

この際、健康都市をうたう京都市としては、京都府と調整し、「鴨川の清流を守る条例」を制定して、高野川や鞍馬川など上流域を含む鴨川を、市民の参加も求め、一体となって、守っていくべきと考えます。田邊市長の見解を求めたいと思います。

答弁(答弁者 市長)(読上げ時間 55秒)

(要点)

- ① 上流部の市街化調整区域は原則として建築物は建てられない。
- ② 市街化区域部分についても、建築行為等が制限されている。
- ③ 水質については極めて良好な状態を維持している。
- ④ 条例の制定ではなく、府や関係部局の連携による取組を強化する。